平成２７年（フ）第４２８号
熊本県上益城郡甲佐町大字下横田435番地22
債務者　農上　佳樹
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
栃木県小山市大字横倉新田226番地５　マリンビレッジＤ棟101号室、従前の住所栃木県小山市大字横倉新田95番地139
債務者　木村　有香（旧姓柳澤）
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６４号
栃木県小山市城東２丁目６番８号　ハイムツェレ402
債務者　岸　　彰子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３４３号
岡山市北区北長瀬本町４番10号ニューシティ・マーガレット201号
債務者　小橋　　薫
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
大分県国東市安岐町下原508番地90ラフォーレ安岐Ⅱ105号
債務者　有元　美和
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
大分県杵築市大字大内3023の３　アール２番館202、住民票上の住所大分県杵築市山香町大字野原2666番地
債務者　岩尾　理絵（旧姓寺西）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午前10時15分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第７７１３号
東京都江戸川区中葛西３丁目24―10　第１山岡荘102
債務者　吉野　理恵
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７３８号
埼玉県越谷市レイクタウン５丁目２－２－103
債務者　山口　久義（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７６１号
東京都港区北青山３丁目４―23―204
債務者　上野美江子
1　決定年月日時　平成27年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７７１号
東京都文京区本駒込４丁目35―15―1216
債務者　生亀　弘子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８０号
東京都世田谷区砧３丁目９－11―517
債務者　佐野　瑞香
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８１号
東京都足立区西新井本町４丁目10―23―202
債務者　大出　清子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８４号
東京都大田区北糀谷２丁目15―５　クレッセントＯ－Ⅱ　101号
債務者　森田　昌宏
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８８号
東京都足立区大谷田４丁目15―９－302
債務者　上村　幹治
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８９号
埼玉県羽生市大字藤井上組1142―13
債務者　相澤　晶子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部